

平成20年7月11日  
東北森林管理局

## 栗駒山一帯の国有林への入林禁止の解除について

栗駒山一帯の国有林については、平成20年岩手・宮城内陸地震等による崩落が発生し、復旧工事、調査等以外での入林を禁止してきましたが、強い余震の発生の可能性がほとんどなくなったことから、通行止としている箇所以外はこれを解除することとしました。

なお、入林に当たっては、下記の手続きを行うとともに、各県が出す情報や天気予報等に留意し、安全に十分注意して下さい。

### 入林手続きについて

工事関係者以外の入林については、地方公共団体等は入林届を、それ以外については入林許可を申請していただくこととなります。

なお、当該地震災害に係る応急復旧工事等に伴う関係者の入林については、災害の緊急性を考慮し、入林届及び入林許可申請の提出を要しないこととしております。

問い合わせ先：

東北森林管理局計画部  
国有林野管理課長 高橋

TEL:018-836-2020

FAX:018-836-2028

E-mail:shinichirou\_takahashi@rinya.maff.go.jp